

資料

3

駐輪対策の 現状と課題 について

01

駐輪対策のこれまでの取組

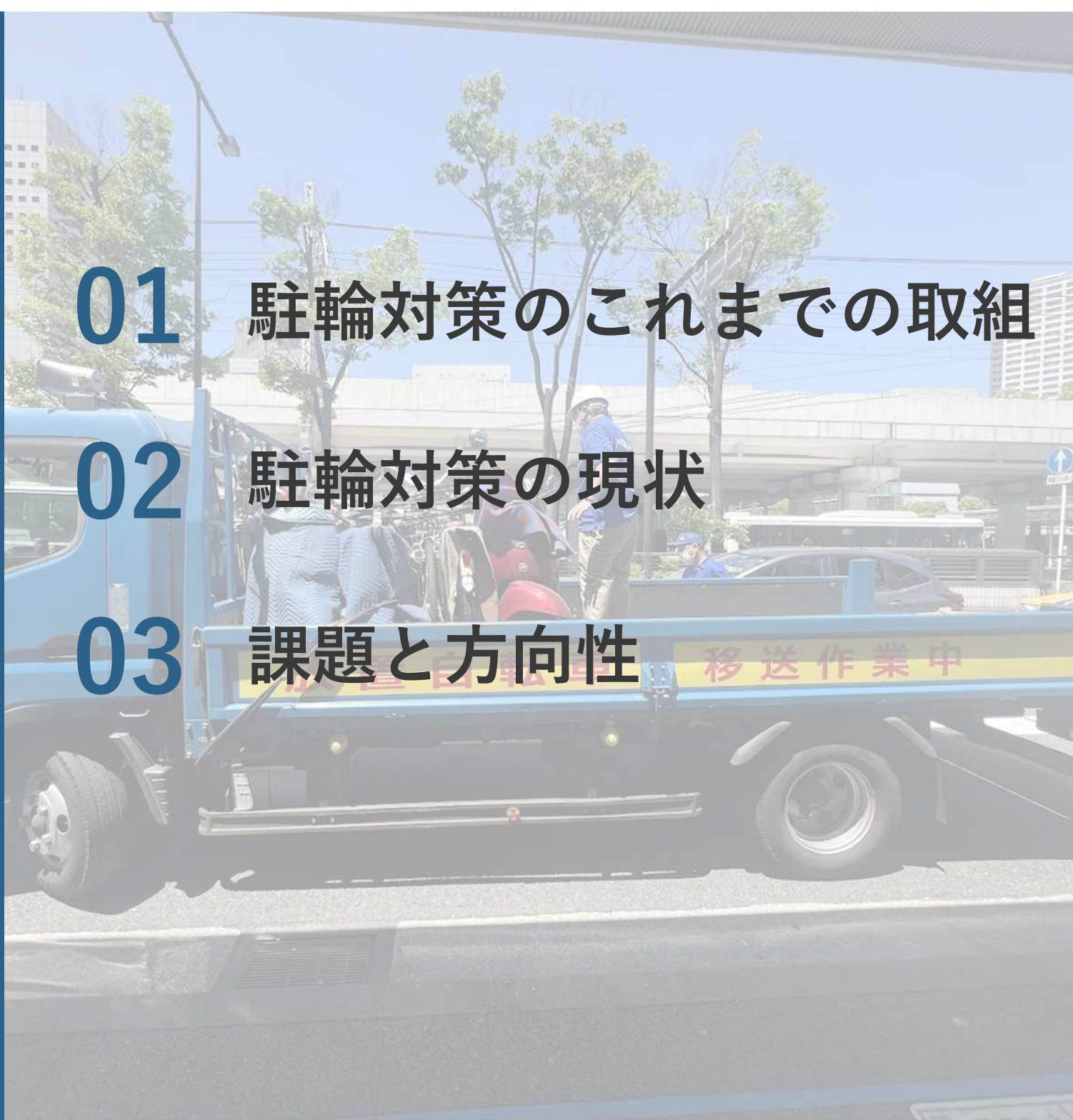
02

駐輪対策の現状

03

課題と方向性

移送作業中



3 駐輪対策の現状と課題について

01 駐輪対策のこれまでの取組

(1) 本市のこれまでの取組

(2) 「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」の
振り返り

①概要

②施策1 短時間利用駐輪場の導入

③施策2 周辺環境・施設特性に応じた料金の導入

④施策3 利用しやすい定期料金の設定

⑤施策4 指定管理者制度の導入

⑥施策5 保管所の管理運営の効率化

⑦施策6 駐輪場の適正な補修・整備と利用者負担の見直し

⑧施策7 民間事業者による駐輪場の整備促進

⑨施策8 鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進

3 駐輪対策の現状と課題について

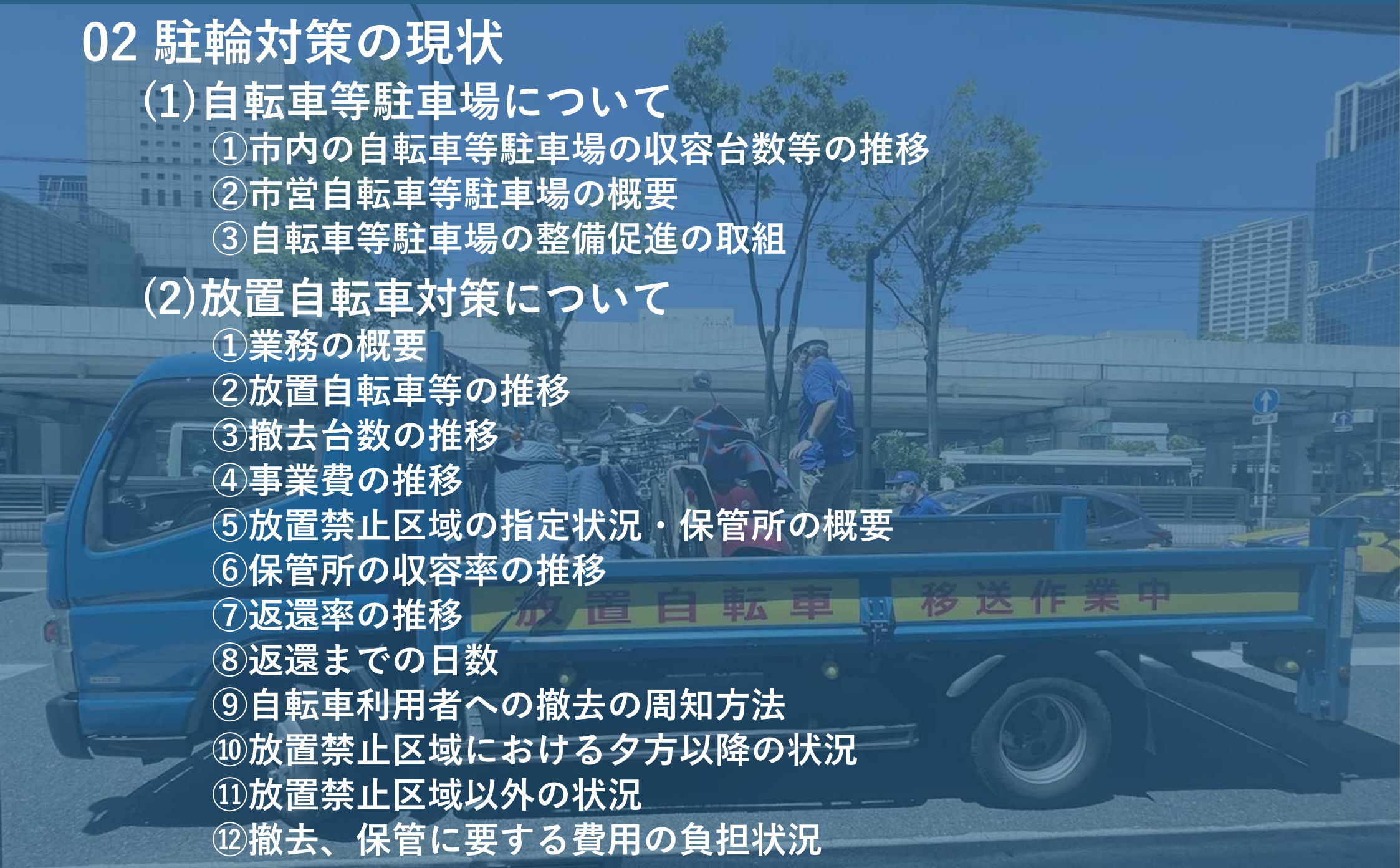
02 駐輪対策の現状

(1) 自転車等駐車場について

- ① 市内の自転車等駐車場の収容台数等の推移
- ② 市営自転車等駐車場の概要
- ③ 自転車等駐車場の整備促進の取組

(2) 放置自転車対策について

- ① 業務の概要
- ② 放置自転車等の推移
- ③ 撤去台数の推移
- ④ 事業費の推移
- ⑤ 放置禁止区域の指定状況・保管所の概要
- ⑥ 保管所の収容率の推移
- ⑦ 返還率の推移
- ⑧ 返還までの日数
- ⑨ 自転車利用者への撤去の周知方法
- ⑩ 放置禁止区域における夕方以降の状況
- ⑪ 放置禁止区域以外の状況
- ⑫ 撤去、保管に要する費用の負担状況



3 駐輪対策の現状と課題について

03 課題と方向性

- (1)これまでの取組と現状を踏まえた課題の整理
- (2)課題解決に向けた今後の取組（案）



01 駐輪対策のこれまでの取組

(1)本市のこれまでの取組

01 駐輪対策のこれまでの取組

(1) 本市のこれまでの取組

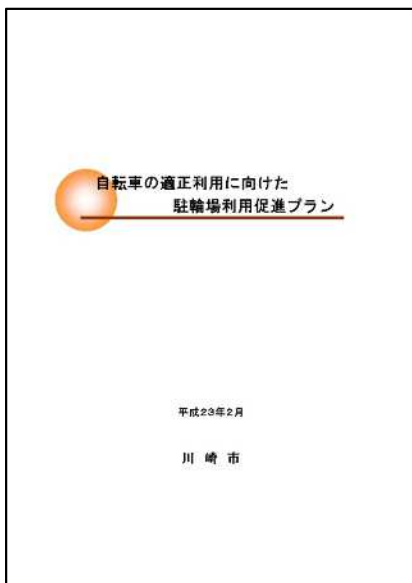
年月日	内容
昭和55年11月	「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が制定
昭和62年 3月	「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定 昭和62年10月から東門前駅、川崎大師駅、川崎駅東口、川崎駅（西側）、新丸子駅。武蔵小杉駅、高津駅、梶が谷移、稲田堤駅、百合ヶ丘駅の各駅周辺10区域を放置禁止区域の指定して放置自転車の撤去を推進。併せて、駐輪場の有料化を実施
平成17年 3月	「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」を制定 市内における土地利用転換の進展や増加する駐輪需要への対応に向け、大規模商業施設等の新築・増築をする事業者に対し駐輪場の整備を義務付け
平成23年 2月	「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定
平成23年 3月	川崎市自転車等駐車対策協議会を開催
平成24年 4月	市営自転車等駐車場において指定管理者制度及び利用料金制度を導入
平成25年 4月	「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の導入 自転車需要の見込まれる地域において、民間自転車等駐車場の新設・増設に係る施設整備費の一部を補助
平成27～28年	保管所の再編（10箇所⇒9箇所） 菅北浦保管所、上平間保管所を閉鎖、新たに二子保管所（平成28年）を開設
平成29年 1月	自転車等保管所の運営時間の変更 自転車等保管所の運営時間を土曜日及び日曜日のみ時間短縮（午後7時まで⇒午後5時まで）
令和2年 4月～	北部（宮前区、多摩区、麻生区）ブロックにおいて、放置自転車対策の一括委託業務を試行的に実施 放置自転車対策の効率的・効果的な運営に向け、指導・警告、撤去・運搬、保管・返還、整理・誘導・啓発の各業務を一括化
令和4年 4月	若葉台駅周辺を放置禁止区域に指定 現在、市内55駅中市内51駅及び市外1駅の周辺、指定箇所数として49箇所を自転車等放置禁止区域に指定
令和4年11月	保管所の再編（9箇所⇒7箇所） 柳町保管所と二子保管所を閉鎖
令和5年 4月～	放置自転車対策の一括委託業務を市内全域で実施

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた 駐輪場利用促進プランの振り返り

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り



学識経験者、市民代表、商工業者代表、交通事業者代表、交通管理者などで構成する「自転車等駐車場利用者の適正な負担のあり方検討会議」設置し、自転車の適正な利用促進を目指した新たな料金体系などについて検討をすすめ、平成22年4月には検討会議において「駐輪場の適正な料金設定と新たな管理運営に関する提言」が取りまとめられました。

この提言を基本に、駐輪場の適正な利用や管理運営に向け、本市として取り組むべき施策の方向性を取りまとめた「**自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン**」を平成23年2月に策定しました。

このプランにおいて、「目標」、「3つの基本方針」、「8つの施策」を掲げています。

目 標

駐輪場の利用促進と効率的な管理運営による
持続可能な駐輪サービスの提供

基本方針 1 駐輪場の利用促進

◆ 放置自転車を抑制するため、自転車利用者にとって利用しやすい施設や料金制度を導入し、駐輪場の利用を促進します。

施策 1
短時間利用駐輪場の導入

施策 2
周辺環境・施設特性に応じた料金の導入

施策 3
利用しやすい定期料金の設定

基本方針 2 駐輪場・保管所運営の改善、効率化

◆ 今後も駐輪場の運営や新たな整備ができるよう、利用者負担の見直しや、効率的で効果的な管理体制への移行を推進します。

施策 4
指定管理者制度の導入

施策 5
保管所の管理運営の効率化

施策 6
駐輪場の適切な補修・整備と利用者負担の見直し

基本方針 3 公民連携による駐輪場整備促進

◆ 収容台数の拡大を目指し、民間事業者による積極的な駐輪場整備に向けた支援策の導入や、パートナーシップの強化を図ります。

施策 7
民間事業者による駐輪場の整備促進

施策 8
鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 1

駐輪場の利用促進

施策

基本方針・施策

施策1

短時間利用駐輪場の導入

- ・ 通勤・通学利用を主な目的とする1日利用駐輪場とは別に、買い物利用等を目的とした短時間利用駐輪場を導入します。
- ・ 短時間利用駐輪場は、2時間まで無料とし、それ以降は時間単位で課金します。
- ・ 1日の上限金額を設けるとともに、最大駐輪場間を設定します。

これまでの取組

- ・ 平成24年4月「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」改正。⇒「時間利用」の設定、2時間以内無料など
- ・ 現在、市内市営駐輪場150箇所のうち11箇所整備した。



川崎駅東口周辺自転車等駐車場第6施設

駅名	施設名	収容台数
川崎駅	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第4施設	393台
	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第6施設	475台
	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第10施設	291台
平間駅	平間駅周辺自転車等駐車場第1施設	15台
武蔵中原駅	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第5施設	244台
武蔵新城駅	武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第1施設	65台
武蔵溝ノ口駅	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第3施設	98台
	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第4施設	53台
	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第5施設	53台
	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第6施設	95台
	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第7施設	47台

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 1

駐輪場の利用促進

施策2

周辺環境・施設特性に応じた料金の導入

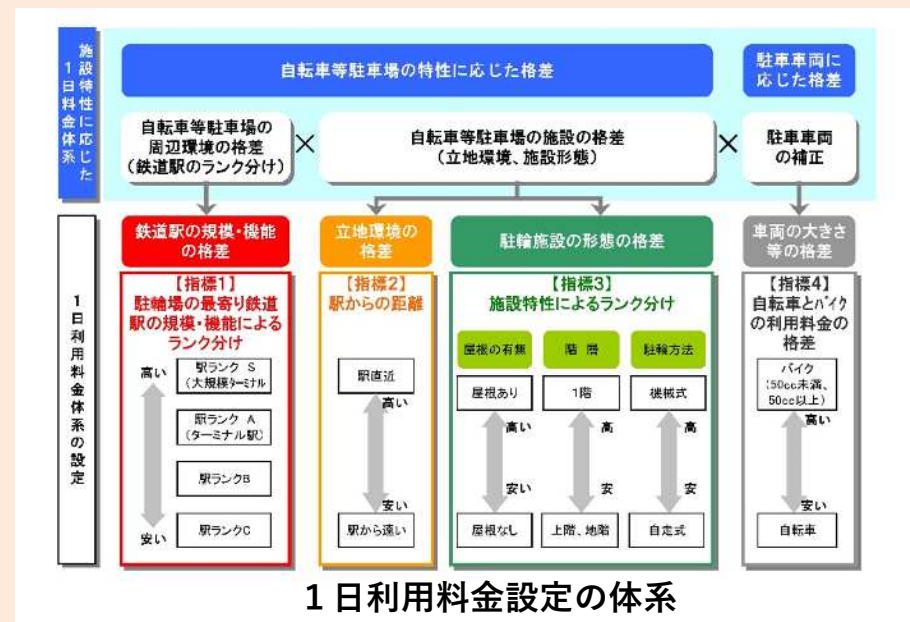
- 通勤・通学利用を主な目的とする1日利用駐輪場において、駐輪場の利用促進や駐輪時間の利用率を平準化するため、周辺環境や施設特性に応じた料金格差を設けます。
- 市内の駐輪場における基準額（平均料金）を基に、最も条件の良い駐輪場に設定する最大料金を200～300円程度に設定します。

これまでの取組

- 「川崎市自転車等放置防止に関する条例」において、1日の利用料金の上限を200円と定めて、その範囲内で周辺環境・施設特性などに応じた「1日利用料金設定の体系」を策定し、これに基づき各施設の利用料金の格差を設定し、利用率の平準化に取り組んでいる。

利用の種別		対象自転車等の種類	金額
一時利用	1日1回	自転車	200円
		原動機付自転車 及び対象自動二輪車	300円
定期利用	1箇月	自転車	3,400円
		原動機付自転車 及び対象自動二輪車	5,100円
	3箇月	自転車	9,600円
		原動機付自転車 及び対象自動二輪車	14,400円
時間利用	1回	自転車	2時間以内は無料、 1日上限500円
		原動機付自転車 及び対象自動二輪車	2時間以内は無料、 1日上限750円

条例で定める上限額

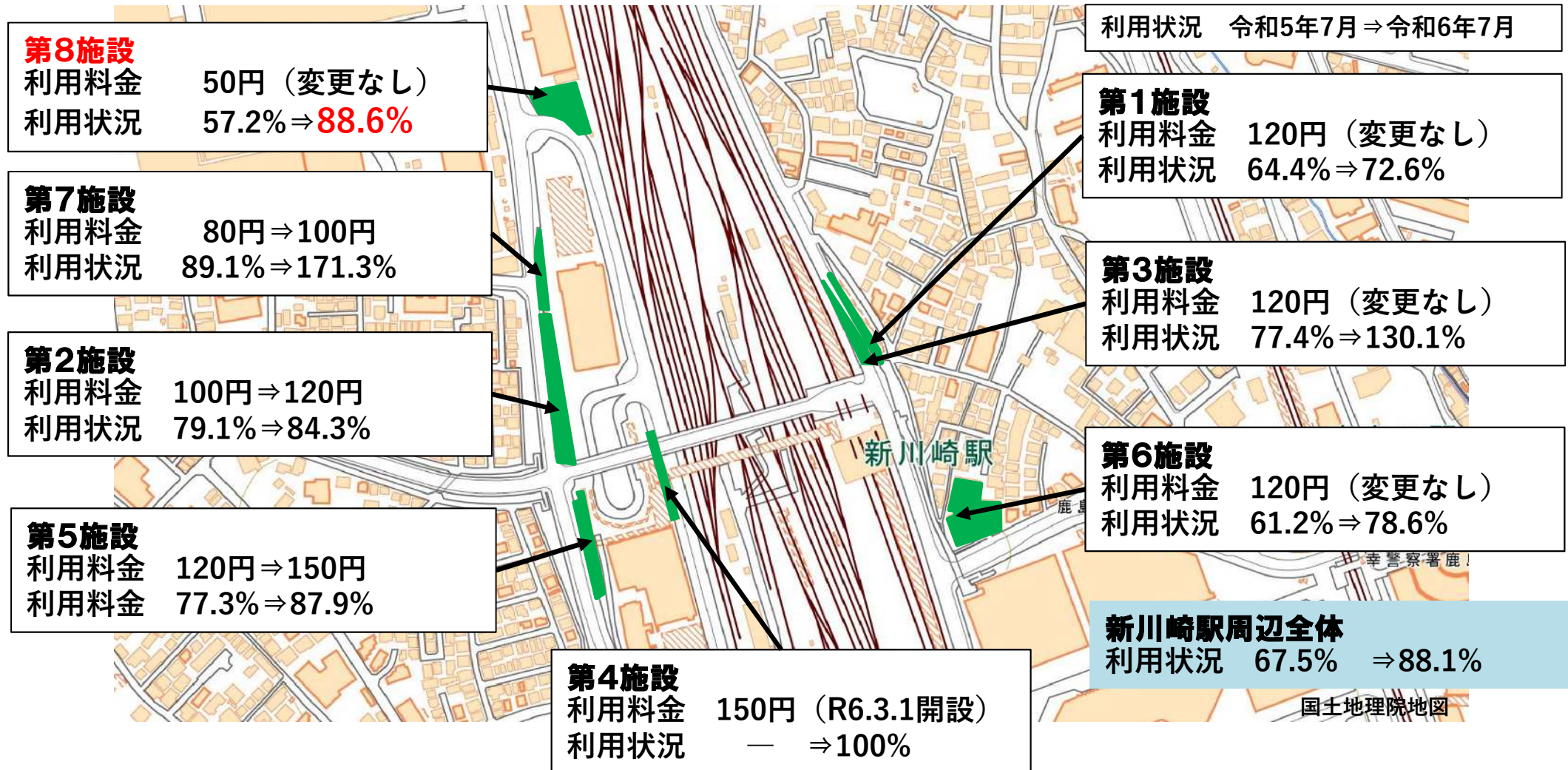


01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

市営自転車等駐車場の利用率の平準化の取組事例

- ◆ 令和5年10月1日に新川崎駅周辺の利用状況の平準化を目的に、駅西側の施設の料金改定を実施した。駅から一番遠く利用率が低い第8施設の利用料金を据え置き、その他の箇所を値上げした。第8施設の利用率は令和5年7月57.2%が令和6年7月には88.6%に増加した。



01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 1

駐輪場の利用促進

施策3

利用しやすい定期料金の設定

基本方針・施策

- 定期料金の促進を図るため、定期料金（1箇月）を「1日利用料金」×「15～20日程度」で設定します。

これまでの取組

- 定期利用の促進と利用者の負担を軽減するため、平成24年4月から、定期料金（1箇月）を一時利用料金の17日分、定期料金（3箇月）を一時利用料金の16日分×3箇月分に設定した。（バイクも同様）

自 転 車			バ イ ク		
一時利用	定期利用		一時利用	定期利用	
	1 箇月 (一時利用の17日分)	3 箇月 (一時利用の16日分×3)		1 箇月	3 箇月
2 0 0 円	3, 4 0 0 円	9, 6 0 0 円	3 0 0 円	5, 1 0 0 円	1 4, 4 0 0 円
1 7 0 円	2, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円	2 5 0 円	4, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
1 5 0 円	2, 5 0 0 円	7, 2 0 0 円	2 2 0 円	3, 7 0 0 円	1 0, 5 0 0 円
1 2 0 円	2, 0 0 0 円	5, 7 0 0 円	1 8 0 円	3, 0 0 0 円	8, 6 0 0 円
1 0 0 円	1, 7 0 0 円	4, 8 0 0 円	1 5 0 円	2, 5 0 0 円	7, 2 0 0 円
8 0 円	1, 3 0 0 円	3, 8 0 0 円	1 2 0 円	2, 0 0 0 円	5, 7 0 0 円
5 0 円	8 0 0 円	2, 4 0 0 円	8 0 円	1, 3 0 0 円	3, 8 0 0 円

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 2 駐輪場・保管所運営の改善、効率化

施策

基本方針・施策

施策4

指定管理制度の導入

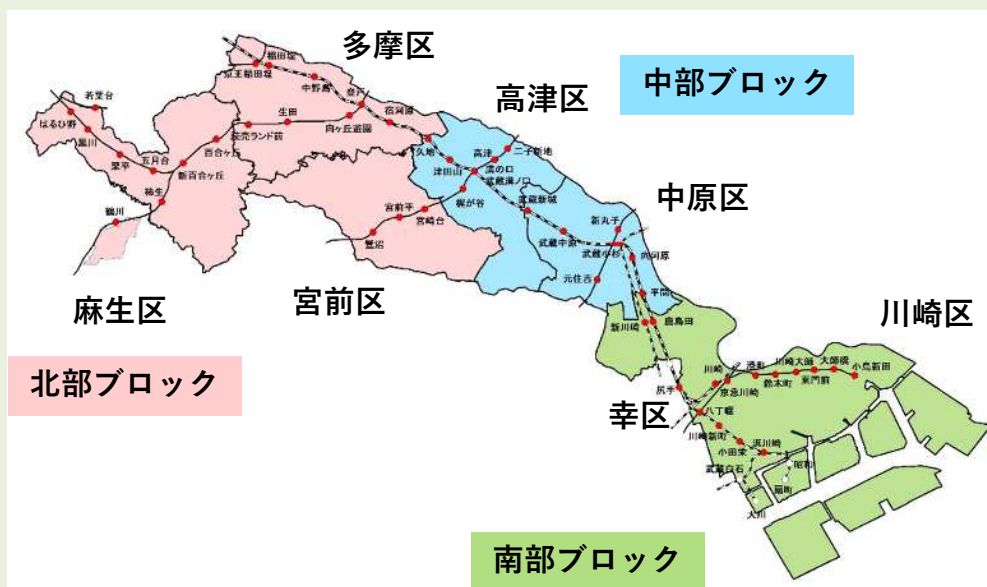
- 駐輪場の管理運営に指定管理者制度を導入し、利用者のニーズに柔軟かつ迅速に対応します。
- 民間ノウハウの活用により、駐輪場の管理運営の効率化やコスト縮減を図ります。

これまでの取組

- 市内を3ブロックに分割して、平成24年度から指定管理者制度を導入し、管理運営の効率化やコスト縮減に取り組んでおり、現在、第3期（R4.4～R9.3）に入っている。

令和6年8月1日現在

地区	行政区	施設数		収容台数		
				自転車	バイク	合計
南部	川崎区	46	31	8,528	497	9,025
	幸区		15	5,385	512	5,897
中部	中原区	42	24	10,394	798	11,192
	高津区		18	6,761	978	7,739
北部	宮前区	62	15	2,682	825	3,507
	多摩区		33	6,944	1,346	8,290
	麻生区		14	2,331	907	3,238
合計		150		43,025	5,863	48,888



01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

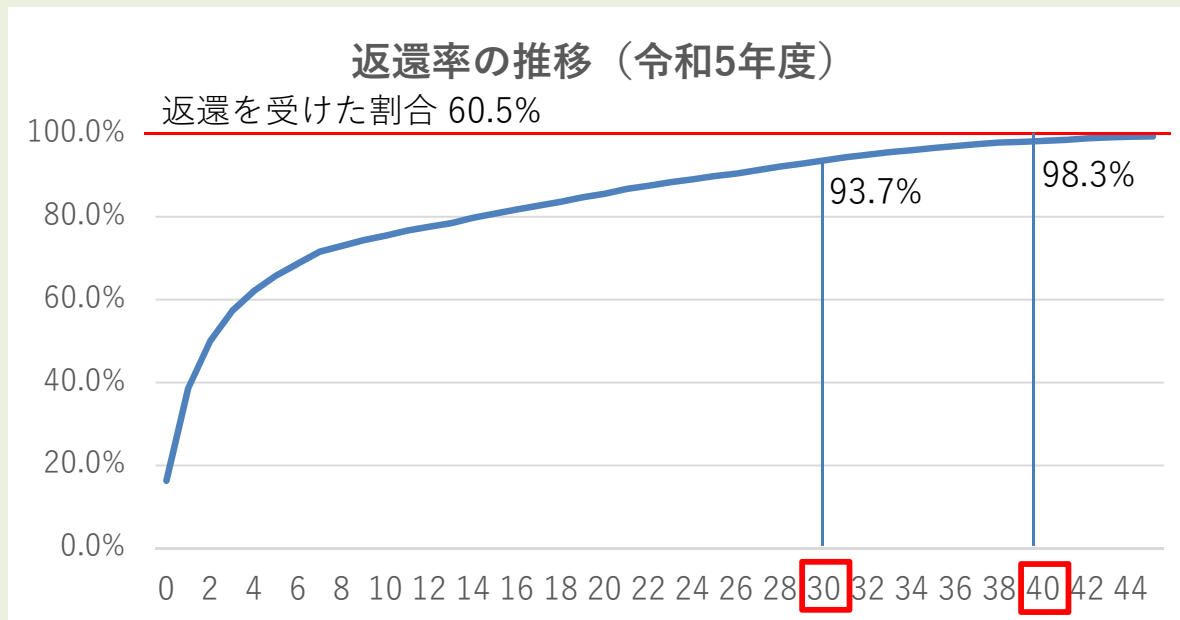
基本方針 2

駐輪場・保管所運営の改善、効率化

施策		基本方針・施策
施策5	保管所の管理運営の効率化	- 保管所の回転率の向上のため、現在の返還手続きを見直し、撤去自転車の保管期間を35日間程度に短縮します。 - 返還率の向上を目指し、保管所を新設する場合には、可能な限り利便性の高い土地への整備に努めます。

これまでの取組

- 返還を受けた自転車の98.3%は40日以内であるものの、他県の防犯登録自転車やバイクの照会事務に時間がかかり、保管期間は短縮には至っていない。



01 駐輪対策のこれまでの取組

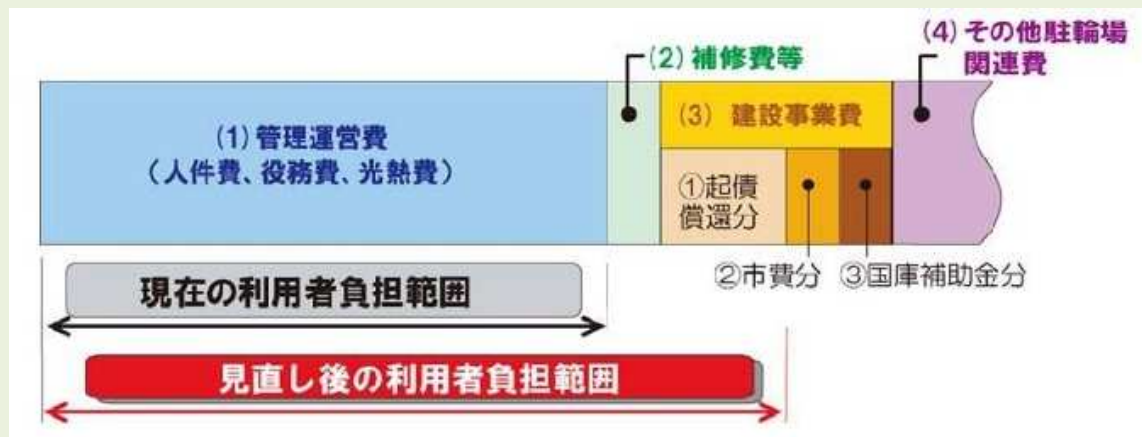
(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 2 駐輪場・保管所運営の改善、効率化

施策	基本方針・施策
施策6 駐輪場の適切な補修・整備と利用者負担の見直し	- 持続可能な駐輪サービスの提供に向け、適切な施設の補修と計画的な駐輪場の整備を推進します。 - 利用者負担の範囲を見直し、現行の「管理運営費」に加え、「補修費＋建設事業費の一部（起債償還分）」までを対象とします。

これまでの取組

- 平成24年度から指定管理者制度を導入するとともに、利用料金制を採用し、受益者負担の原則に基づき利用料金を設定している。また、指定管理者から利用料金収入の一部を変動納付金として本市に納めることとなっており、それを活用して整備や補修を行っている。
- 平成26年度策定した「維持管理計画」を基に、さらに計画的な維持管理に向けた取組を進めている。



適正な駐輪場の利用者負担の範囲

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 3 公民連携による駐輪場整備促進

施策		基本方針・施策
施策7	民間事業者による駐輪場の整備促進	民間事業者による駐輪場の整備促進を図るため、助成制度の導入などに向け取り組みます。

これまでの取組

- 平成25年4月から「民間自転車等駐車場整備補助金制度」を導入し、駐輪需要の高い地域、特に夕方短時間の自転車利用者への対応として、民間主体による駐輪場の整備を促進。

補助額

土地取得費を除く、「建設費及び駐車器具整備費の合計額」又は「自転車1台当たりの整備費の基準単価に収容台数を乗じて得た額」のいずれか低い額の2/3以内の額を補助します。

自転車等1台当たりの整備費の基準単価

構造	自転車	原動機付き自転車又は125cc以下の自動二輪車
平面式	6万円	9万円
立体自走式	20万円	30万円
立体機械式	30万円	45万円

補助金の申請件数と補助額の推移

年度	件数	補助額
平成26年度	5件	15,250,000円
平成27年度	1件	2,080,000円

01 駐輪対策のこれまでの取組

(2) 自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランの振り返り

基本方針 3 公民連携による駐輪場整備促進

施策		基本方針・施策
施策8	鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進	鉄道事業者や商業施設事業者とのパートナーシップを強化し、駐輪場の整備促進を図ります。

これまでの取組

- 駅周辺の自転車等放置禁止区域の指定を行うにあたり、各駅の鉄道事業者と連携を図り、民営駐輪場の整備を実施（6駅）

鉄道駅	自転車等放置禁止区域 指定年月日	民営駐輪場の設置数
新丸子駅	昭和62年10月1日指定	4箇所
栗平駅	平成2年3月1日指定	1箇所
梶が谷駅	平成19年3月1日指定	2箇所
五月台駅	平成19年4月1日指定	2箇所
黒川駅	平成24年1月1日指定	1箇所
二子新地駅	平成26年12月1日指定	2箇所

02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

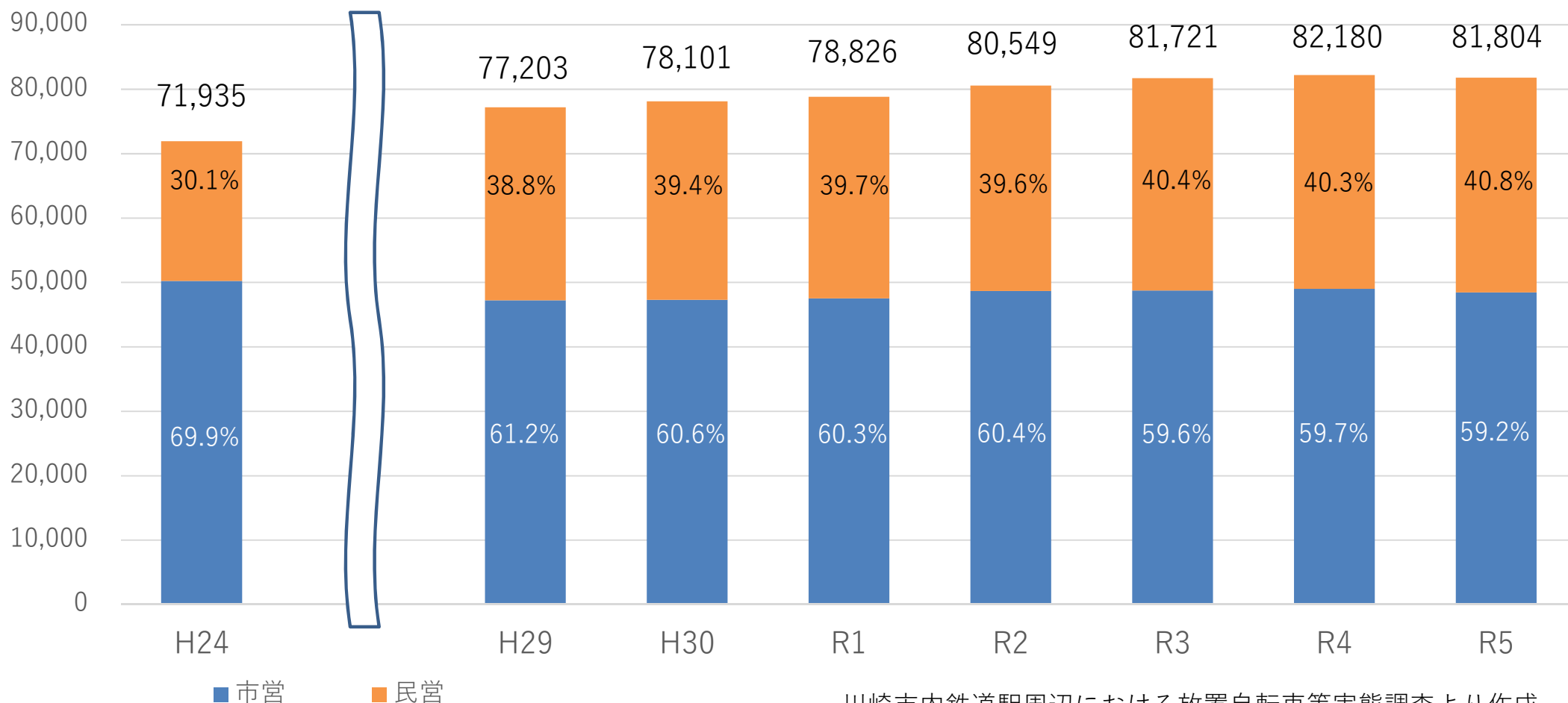
02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

①市内の自転車等駐車場の収容台数の推移

川崎市における自転車等駐車場の収容台数の推移

- ◆ 自転車等駐車場の収容台数は、微増ながら年々増加しており、現在、市内に約82,000台整備されている。
- ◆ 令和5年度実態調査における民営自転車駐車場は、全体の41%を占めている。
- ◆ 指定管理者制度を導入した平成24年度と比較すると、民営比率が30%から41%に上昇、民営の収容台数も1.5倍となっている。



川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査より作成

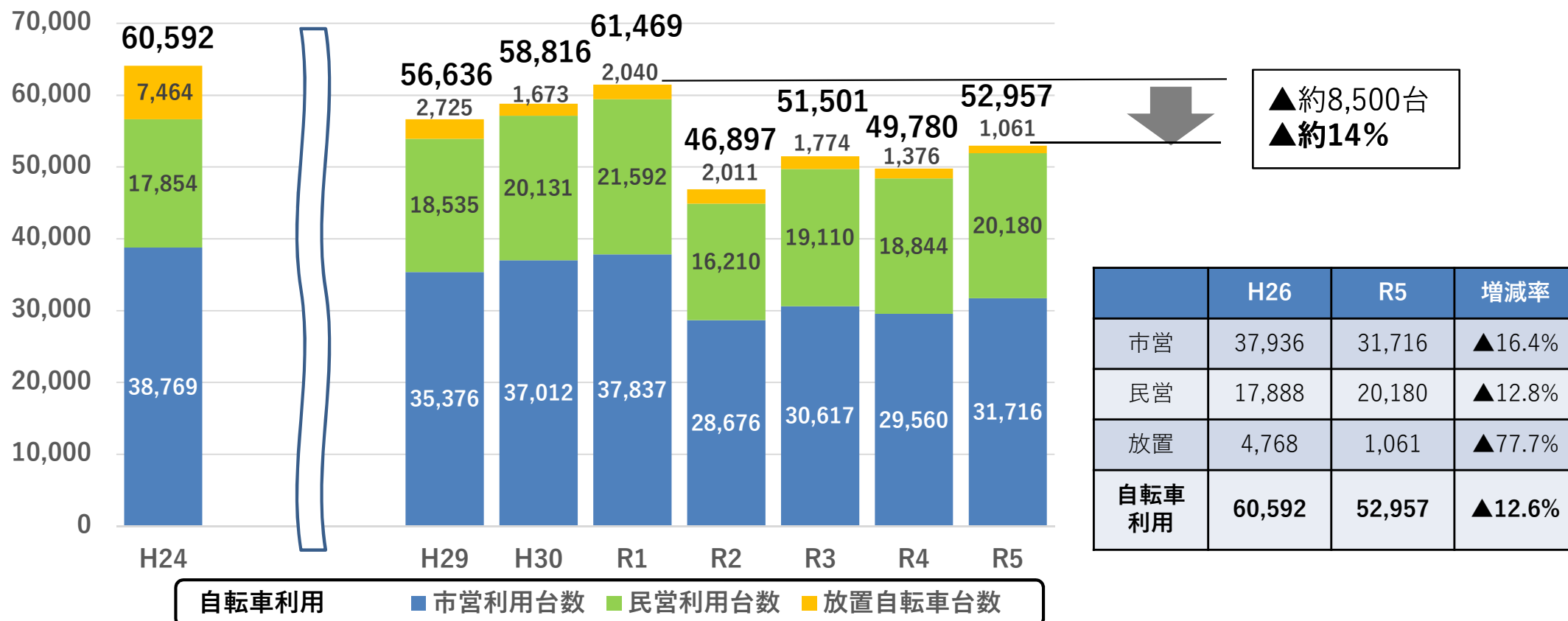
02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

①市内の自転車等駐車場の収容台数の推移

川崎市内の駅周辺における自転車利用台数の推移

- ◆ 自転車駐車場利用台数と放置自転車台数を合計した駅周辺の自転車利用台数は、60,000台前後で推移していたが、コロナ禍の影響により令和2年度は大幅に減少した。
- ◆ コロナ禍から回復傾向にあるが、令和5年度時点で約53,000台、コロナ禍前より約8,500台（14%）少ない。
- ◆ 10年前の平成26年度と令和5年度を比較すると、市営は16.4%減少、民営は12.8%増、放置自転車は77.7%減少しており、自転車利用台数は12.6%減となっている。



川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査より作成

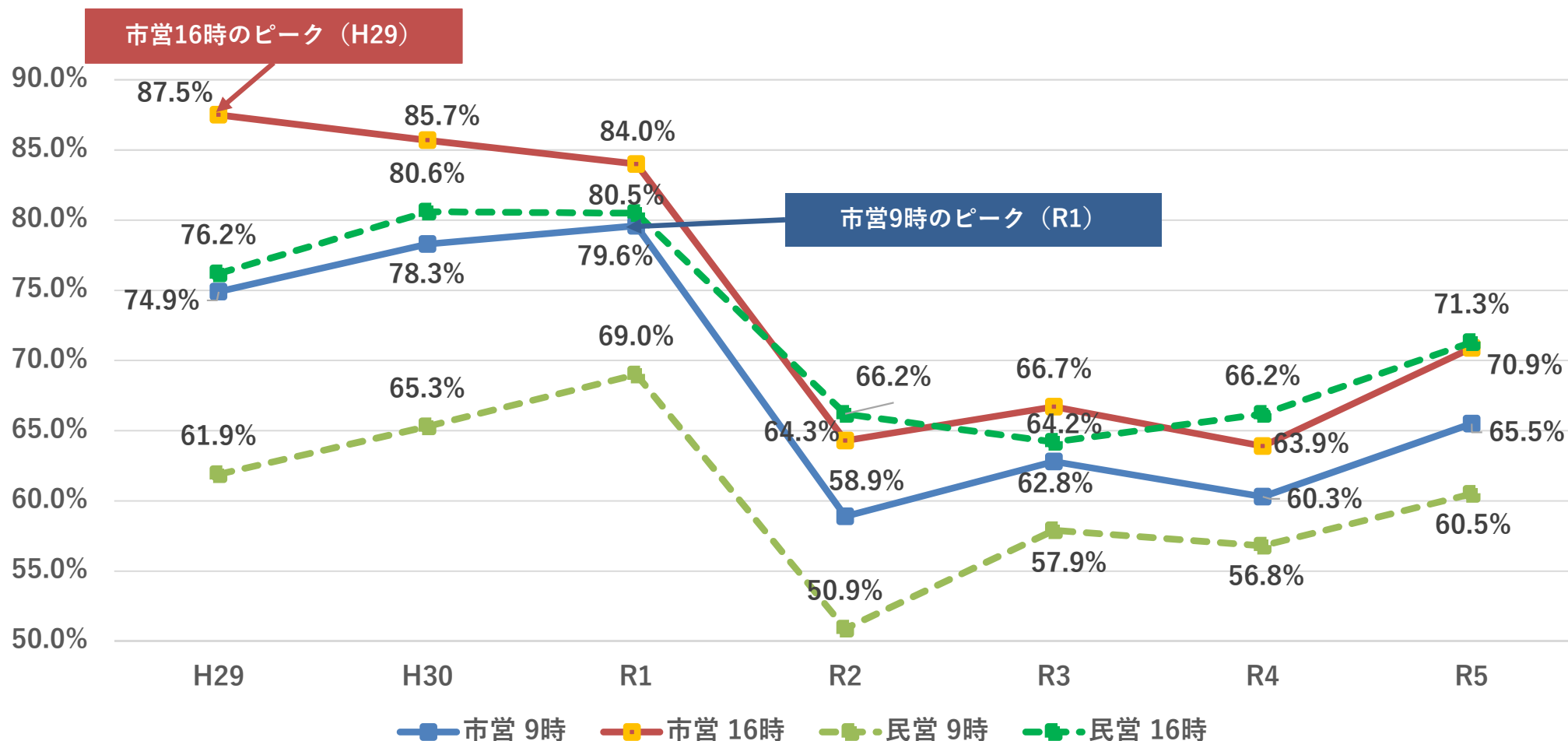
02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

①市内の自転車等駐車場の収容台数の推移

駐輪場の利用率（9時・16時時点）の推移

◆ 令和元年度は、市営の利用率が9時、16時ともに80%を超えていたが、コロナ禍の影響により、65%前後に低下、令和5年度は約70%まで回復した。



川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査より作成

02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

②市営自転車等駐車場の概要

市営自転車等駐車場の概要

- ◆ 市営自転車等駐車場については、平成24年4月から指定管理者制度を導入し、市内を3ブロックに分け民間事業者による管理運営を行っている。
- ◆ 施設数については、南部ブロック46施設、中部ブロック42施設、北部ブロック62施設、合計150施設で、収容台数は、令和6年8月1日現在、自転車43,025台、バイク5,863台、合計48,888台となっている。



川崎駅東口周辺自転車等駐車場第5施設
(地下型機械式駐輪施設)



令和6年8月1日現在

地区	行政区	施設数		収容台数		
				自転車	バイク	合計
南部	川崎区	46	31	8,528	497	9,025
	幸区		15	5,385	512	5,897
中部	中原区	42	24	10,394	798	11,192
	高津区		18	6,761	978	7,739
北部	宮前区	62	15	2,682	825	3,507
	多摩区		33	6,944	1,346	8,290
	麻生区		14	2,331	907	3,238
合計			150	43,025	5,863	48,888

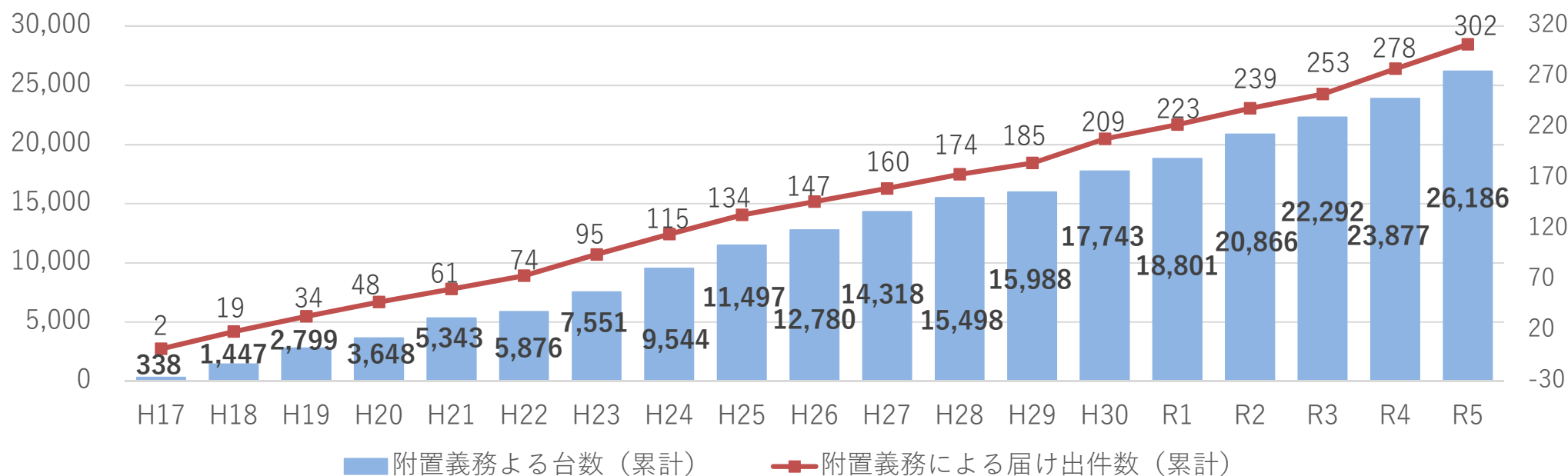
02 駐輪対策の現状

(1) 駐輪場について

③自転車等駐車場の整備促進の取組

川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例

- ◆ 平成 17（2005）年 10 月1日から「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」により、市内（市街化調整区域及び工業専用地域を除く）で一定規模以上の集客施設や商業施設等を新築又は増設する場合、駐輪場の設置が施設管理者に義務付けられている。
- ◆ 令和5年度までに、302 件、26,186 台の施設が設置されている。



民間自転車等駐車場整備費補助金制度

- ◆ 平成25年4月から「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を導入し、駐輪需要の高い地域、特に夕方短時間の自転車利用者への対応として、民間主体による駐輪場整備を促進している。
- ◆ 平成26年度に5件、平成27年度に1件補助金を交付している。

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

①業務の概要



指導・警告

自転車等が放置されているときは、川崎市自転車等の放置防止に関する条例などに基づき、当該自転車等の利用者に対し、口頭または警告札で自転車等を「移動するよう命令」または「指導・警告」を行う。
放置禁止区域は「移動命令」、放置委禁止区域以外、駐輪場長期駐輪は「指導・警告」



撤去・運搬

移動命令または指導・警告後、引き続き自転車等が放置されている場合（放置禁止区域以外は3日間、自転車等駐車場は1週間）は、条例などに基づき、自転車等を撤去し、保管所に運搬する。



保管

川崎市内で撤去した自転車等は、7か所ある自転車等保管所で保管。
自転車等の保管期間は、条例などの規定により、撤去の告示をした日から起算して1ヶ月間。



返還

自転車等を引き取る際には、条例などの規定により、撤去、保管等に係る費用を納付。

売却・リサイクルなど

保管期間経過しても引取りのない自転車等は、状態に応じて処分。（売却・リサイクルなど）

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

①業務の概要

◆ 川崎市では「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」などに基づき、以下の3つの方法で撤去を行っている。

自転車等放置禁止区域内

移動命令 (条例第10条)

報告年月日
貼付時刻 午前・午後 時 分
撤去場所
特記事項



警 告
至急移動して
ください。

この周辺は自転車等放置禁止区域です。
このまま放置してある場合は、川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき撤去します。

川崎市

移動命令後、引き続き、その場所に放置され、かつ、周辺に利用者がいない場合⇒撤去

自転車等放置禁止区域以外

指導警告 (条例第11条)

報告年月日
撤去年月日
撤去場所
特記事項



警 告
放置しないで
ください。

このまま放置してある場合は、川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき撤去します。

川崎市

警告札が取り外されることなく**3日間**が経過した場合

市営自転車等駐車場内

指導警告 (条例第27条)

報告番号
報告年月日
撤去年月日
撤去場所
特記事項



警 告
この札がついたまま引き続きこの駐車場に置いてある自転車等は、川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき撤去します。
調査(お願い)

長期間利用されずに置いてある自転車等を調査中です。
使用中の方は、この札を取りはずしてください。

川崎市

警告札が取り外されることなく**1週間**が経過したもの



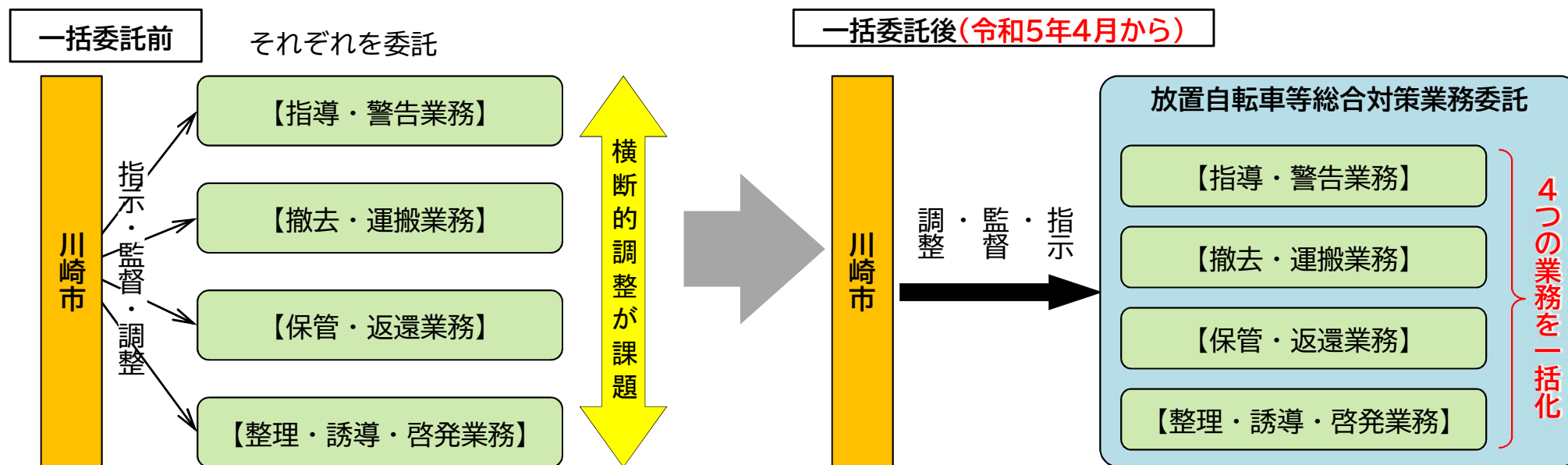
02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

① 業務の概要

- ◆ 現在、放置禁止区域内の業務（「指導・警告」、「撤去・運搬」、「保管・返還」、「整理・誘導・啓発」）については、民間事業者に一括して委託を行っている。
- ◆ 放置禁止区域以外については、各区役所道路公園センターで「指導・警告」及び「撤去・運搬」を行い、それ以降、放置禁止区域内と同様に民間事業者により「保管・返還」を行っている。

放置禁止区域内



放置禁止区域以外

指導・警告業務及び撤去・運搬業務については、各区役所道路公園センターで実施

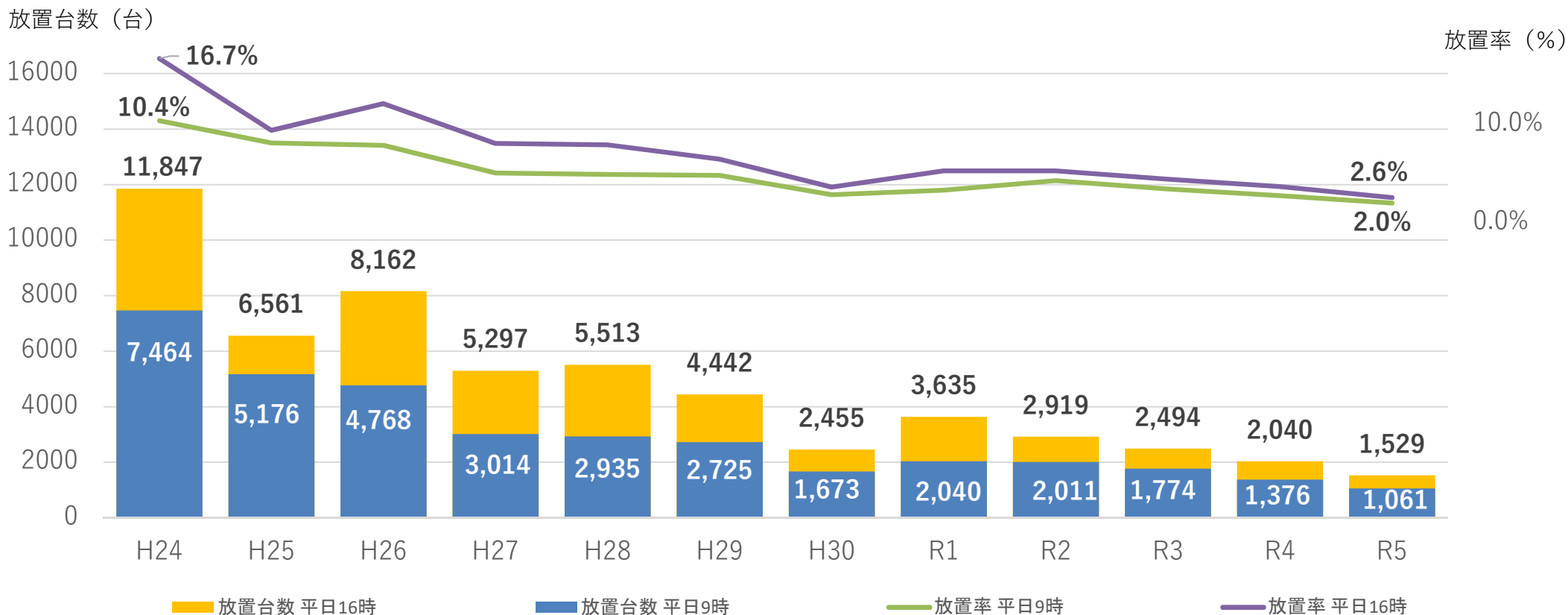
02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

②放置自転車等の推移

放置自転車台数（平日9時・16時台調査）の推移

- ◆ 市内における放置自転車台数は、平日9時台で平成24年度7,464台から令和5年度では1,061台と86%減少している。また、平日16時台では、平成24年度11,847台から令和5年度には1,529台と87%減少している。
- ◆ 自転車利用台数に占める放置台数の割合（放置率）は、平成24年度で9時が10.4%、16時で16.7%だったものが令和5年度はそれぞれ、2.0%、2.6%となっている。

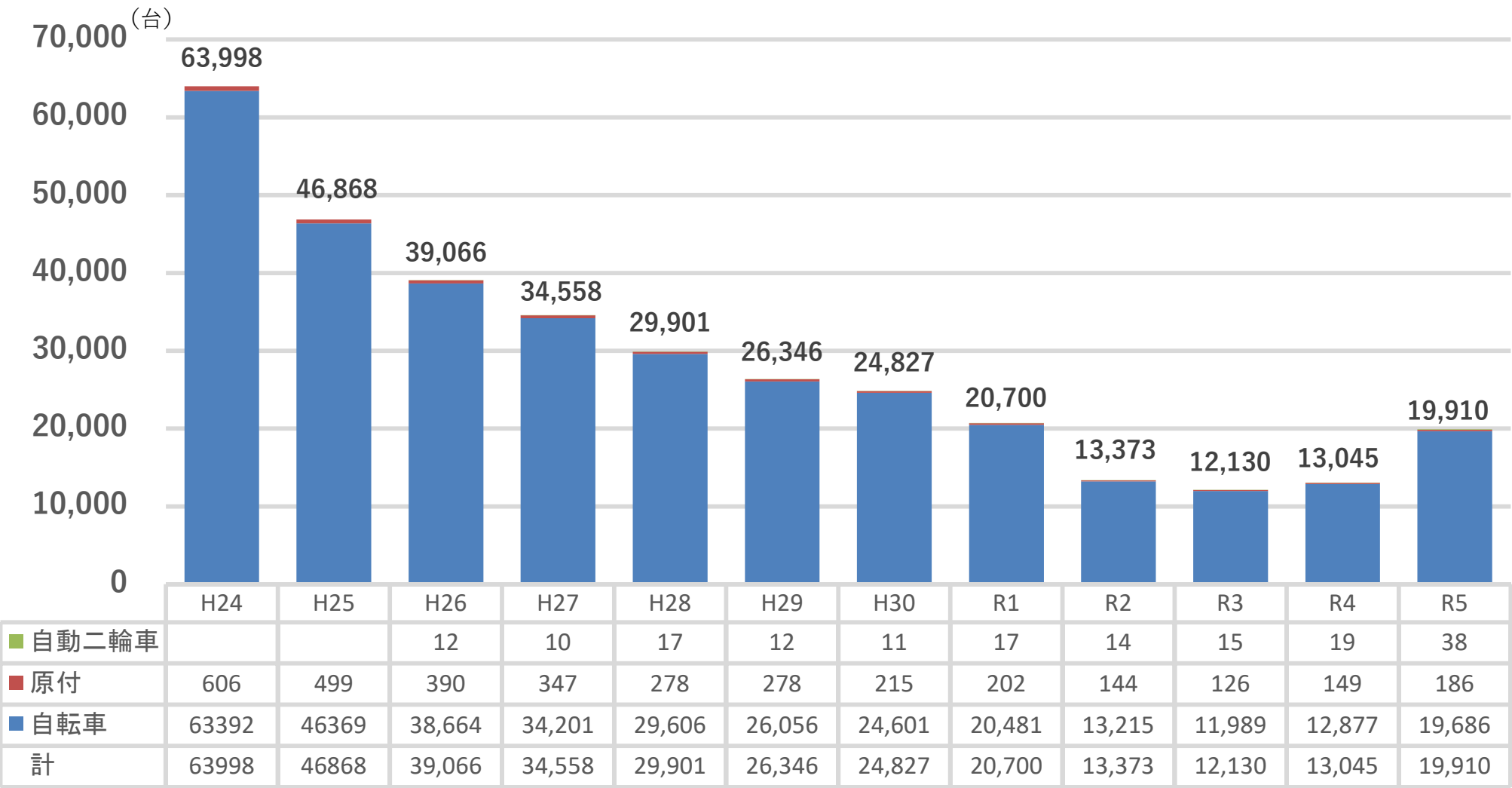


02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

③撤去台数の推移

◆ 平成24年度に撤去した自転車等は約64,000台であったが、年々減少し、令和5年度は、約20,000台と約1／3以下となった。

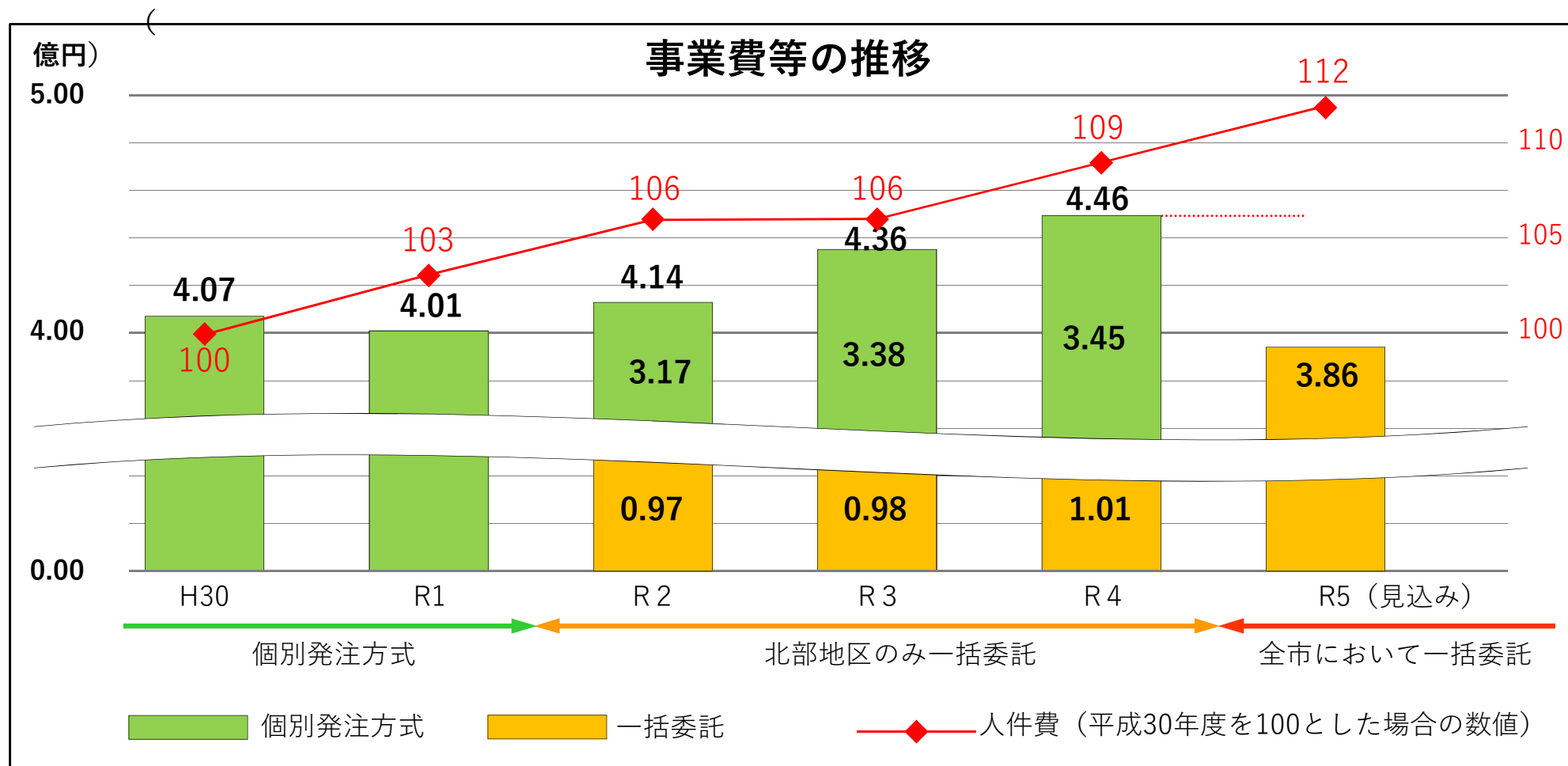


02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

④事業費の推移

- ◆ 人件費については、平成30年度を100とした場合、令和5年度は112に上昇、それに比例して事業費等も上昇している。
- ◆ 令和5年度より、放置自転車対策業務の一括委託化を実施、令和5年度の委託費（約3.86億円）は令和4年度の委託費等（約4.46億円）に比べ、約6,000万円の削減が図られた。

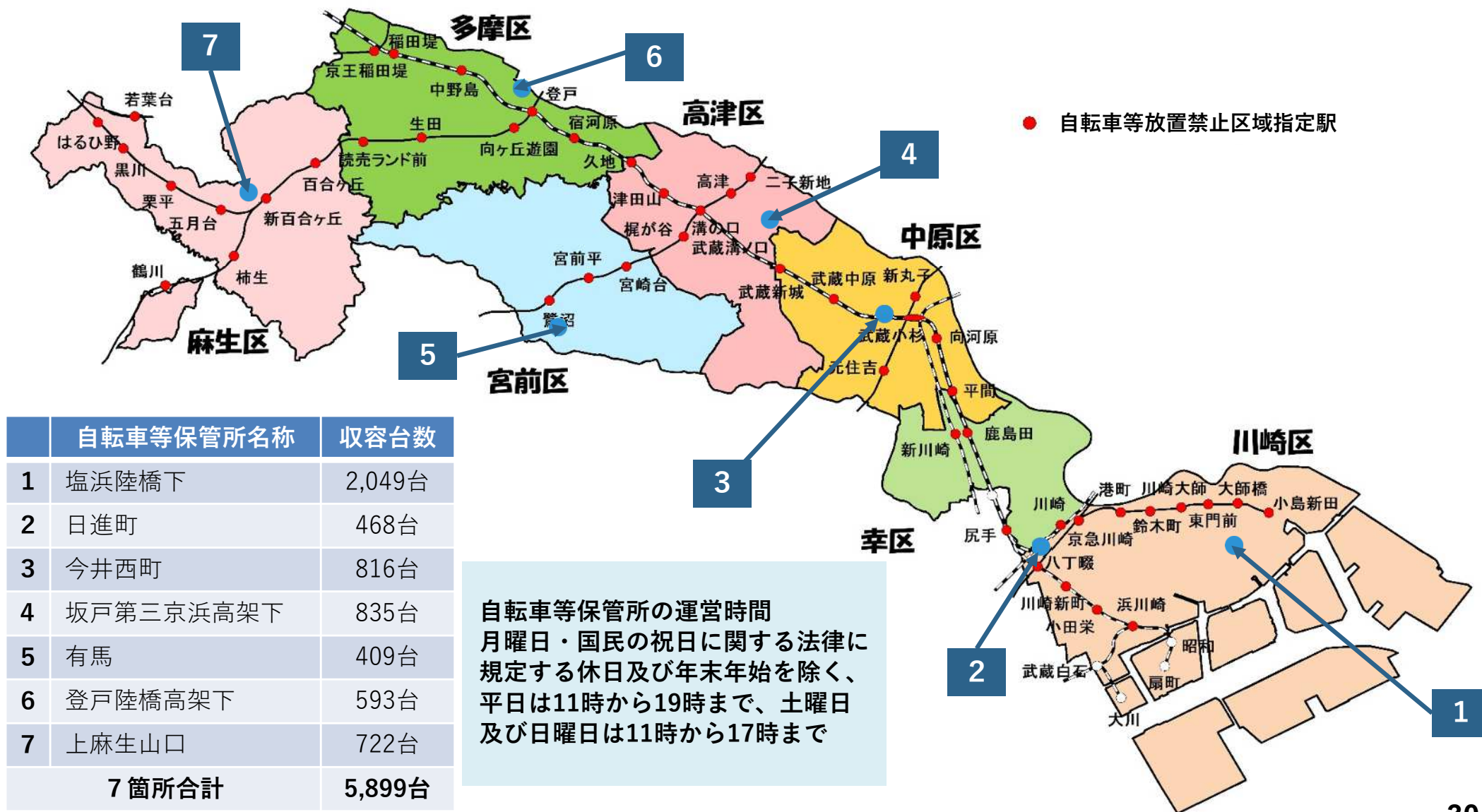


02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑤ 放置禁止区域の指定状況・保管所の概要

◆ 市内55の鉄道駅のうち、JR鶴見線の武蔵白石駅、大川駅、昭和駅、扇町駅の4駅を除く、51駅周辺と隣接する町田市内の鶴川駅周辺の52駅周辺（49区域）を自転車等放置禁止区域に指定している。



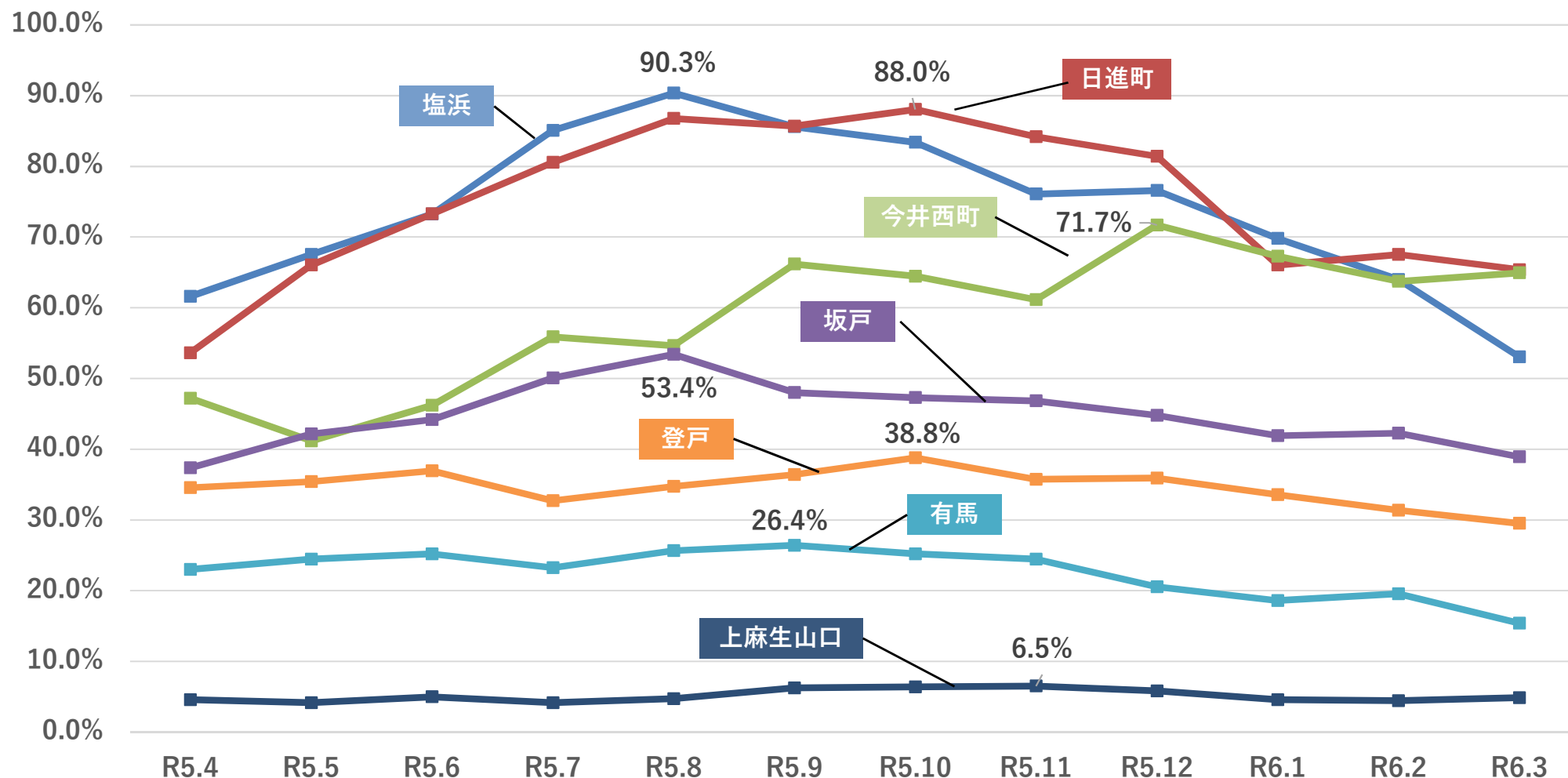
02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑥保管所の収容率の推移

◆ 令和5年度の各保管所の収容可能台数（台）に対する保管台数（台／日）の割合（収容率）の月別の最大値（％）は、塩浜や日進町が約90％と南部は高く、北に行くほど収容率は低く保管スペースに余裕がある。

月別最大収容率の推移（令和5年度）



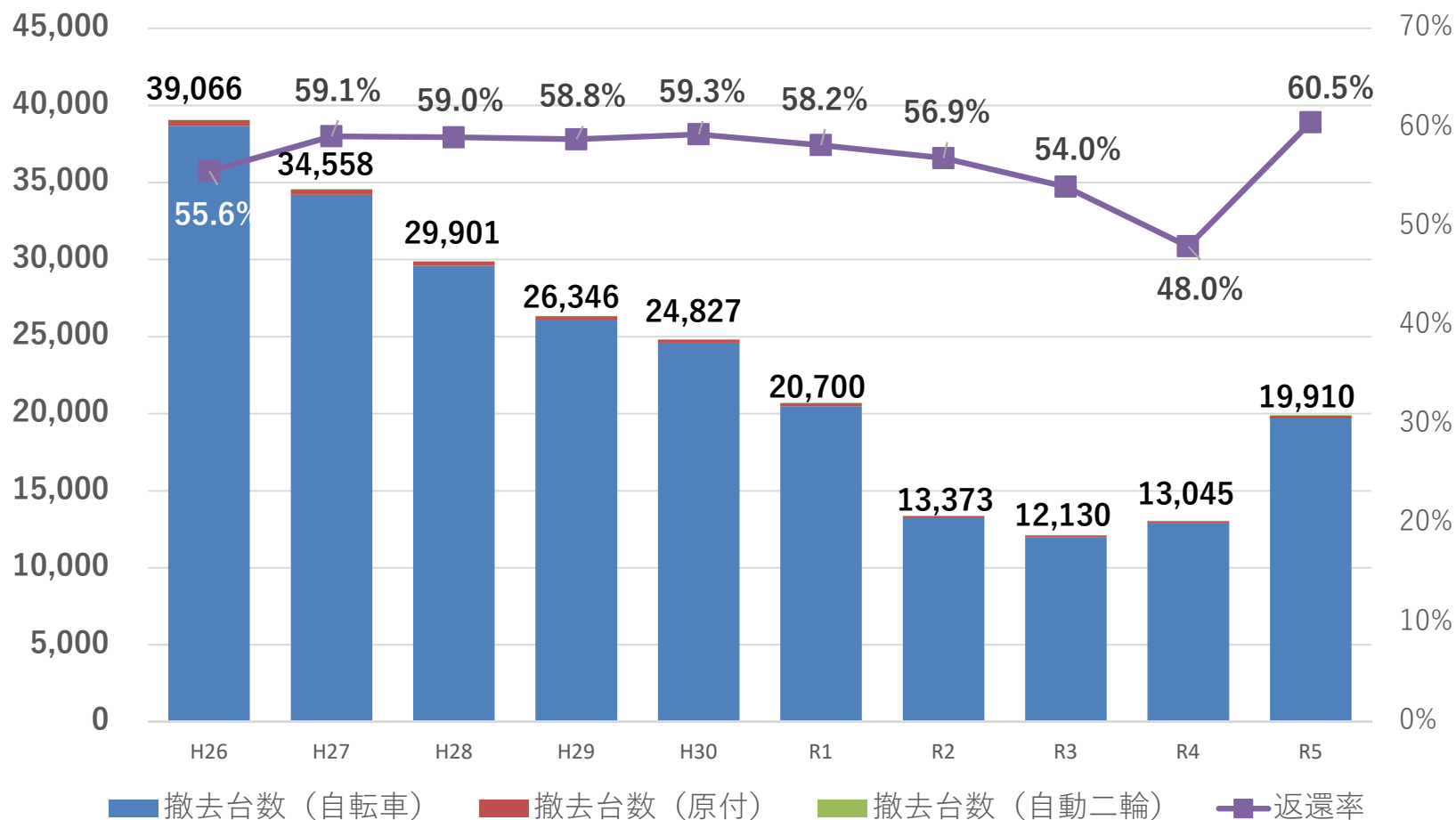
02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑦返還率の推移

- ◆ 撤去台数は、年々減少傾向にあり、新型コロナウイルスの影響でR2-4にかけては約13,000台前後であったが、昨年度（R5）は、コロナ前の約20,000台に戻っている。
- ◆ 返還率については、概ね60%で推移していたが、コロナ禍で低下したものの、R5は60%台に回復している。
- ◆ 南部の方が返還率が高く、北に行くほど低下している。

撤去自転車等と返還率の推移



保管所別返還率
(令和5年)

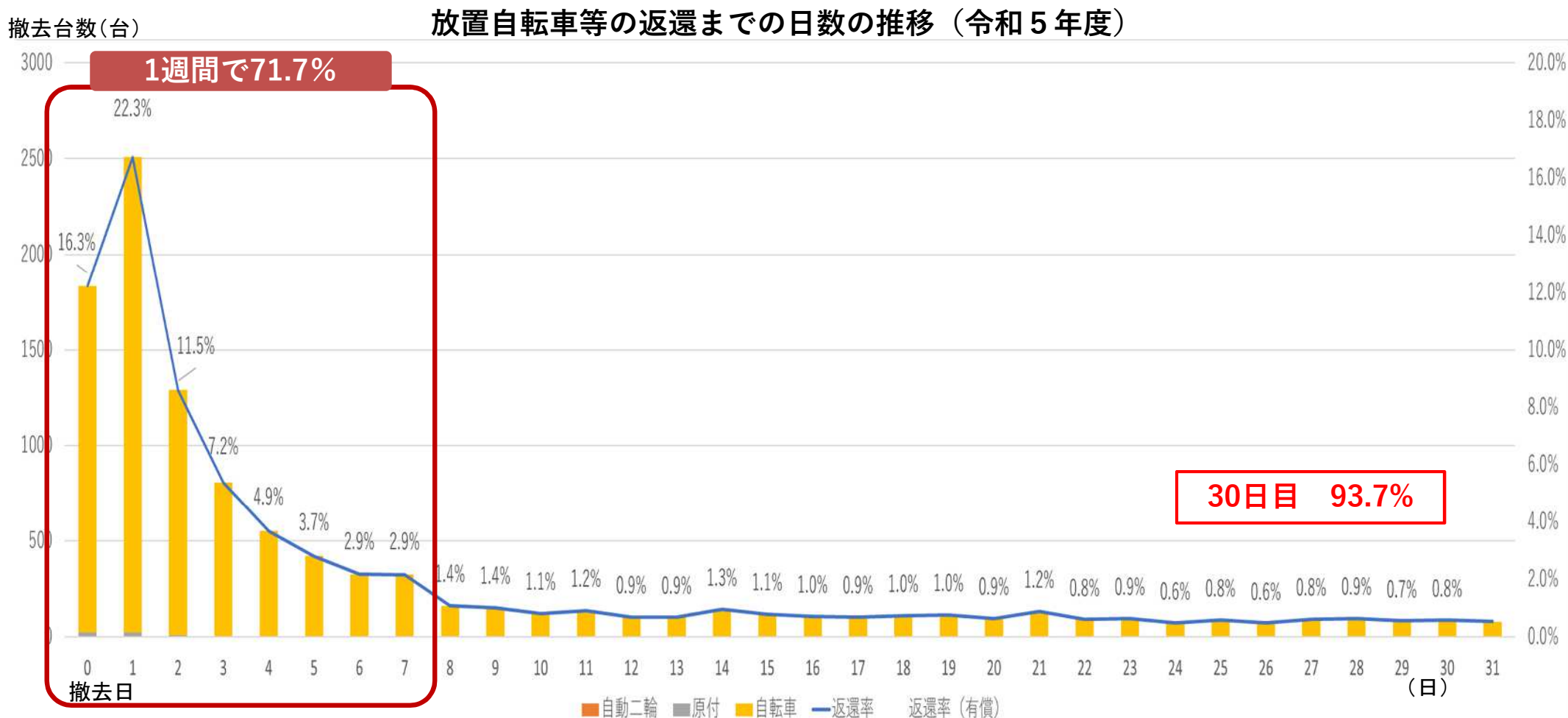
保管所名	返還率
塩浜	62.3
日進町	52.7
今井西町	64.7
坂戸	57.0
有馬	55.9
登戸	53.6
上麻生	49.6
市内全域	60.5

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑧返還までの日数

- ◆ 返還された自転車等（返還率60.5%）のうち、撤去されてから持ち主が引き取る（返還）までの日数は、1日目（撤去した次の日）が最も多く、全返還台数の22.3%を占めている。次いで、当日の16.3%、2日目の11.5%となっており、半数以上が3日目までに返還されている。
- ◆ その後、1週間で71.7%、10日目以降は1日1%程度で推移し、30日目で93.7%の返還率である。



02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑨自転車利用者への撤去の周知方法

- ◆ 川崎市自転車等の放置防止に関する条例第12条第1項の規定により、撤去し、保管したときは、告示を行うとともに、撤去した旨及び保管場所等を明記した「お知らせ」(図)を路面に貼り付け自転車利用者等に周知を図っている。
- ◆ また、同条第2項の規定により、防犯登録されている自転車やバイクについては、都道府県警察や自治体に所有者照会を行い、判明したものに「自転車等引取り通知書」を送付し、引取りを促している。

- ◆ 所有者照会については、撤去した自転車のリストを1週間分とりまとめ、これに基づき警察等に対し、照会を行っている。
- ◆ 令和5年度の所有者照会件数は、14,081件で、1週間あたり約300件の照会を行っており、照会事務の負担が課題となっている。

自転車・バイク撤去(お知らせ)

この付近の放置自転車等は川崎市条例により撤去しました
所有者等は下記の保管場所に引取に来てください

1 撤去日 月 日 月 日
月 日 月 日

2 保管場所 塩浜陸橋下自転車等保管所(下記案内図のとおり)

3 保管期間 撤去の告示をした日から1か月間
(保管期間が経過したものは処分いたします)

4 引取時間 火曜～金曜の平日/午前11:00～午後7:00
土曜・日曜/午前11:00～午後5:00
月曜・祝日・12月29日～1月3日を除く

5 次のものを持参してください
① 自転車等の鍵
② 印 鑑
③ 身分を明らかにするもの(運転免許証など)

6 費用 撤去・保管に要した費用を納めていただきます
自転車 2,500円 原付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

※ 工作物等に結びつけているチェーンなどは切断し撤去できることになっています

塩浜陸橋下自転車等保管所
川崎区塩浜4丁目3番15号 ☎044-299-4014
JR川崎駅から川崎市バス
川04系統 市道停留・京セラ
川05系統 東国分寺駅前
川07系統 東国分寺公園前
「塩浜」下車 徒歩6分
撤去に関するお問い合わせ
コールセンター(南部地区)
☎050-2018-8738
委託業務受託者:芝園開発株式会社

川崎市 川崎区役所 道路公園センター

案内図

自転車等引取り通知書

あなたの利用(所有)していると思われる ☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車 ☐ 自動二輪車

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の規定に基づき撤去し、保管しておりますので、速やかに引き取るよう通知します。
なお、保管期限を過ぎても引き取らない場合は、本市で処理いたします。

1 引取りの場所 表面位置図参照

2 引取りのできる日時 火曜日から金曜日まで 午前11時から午後7時まで
土曜日及び日曜日 午前11時から午後5時まで
※ 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
年休年始(12月29日から1月3日まで)を除く

3 保管期限 年 月 日

4 撤去、保管等に要した費用として、次の金額を納付していただきます。
☐ 自転車 2,500円
☐ 原動機付自転車 5,000円
☐ 自動二輪車 10,000円

5 持参するもの
① この通知書
② 自転車等の鍵
③ 印鑑
④ 住所及び氏名を明らかにするもの(運転免許証、身分証明書等)

処理番号 川崎市塩浜陸橋下自転車等保管所
電話 044-299-4014

撤去台数(令和5年度実績)	19,910台
所有者照会件数	14,081件
引取り通知発送枚数	6,664枚

図 自転車・バイク撤去(お知らせ)

02 駐輪対策の現状

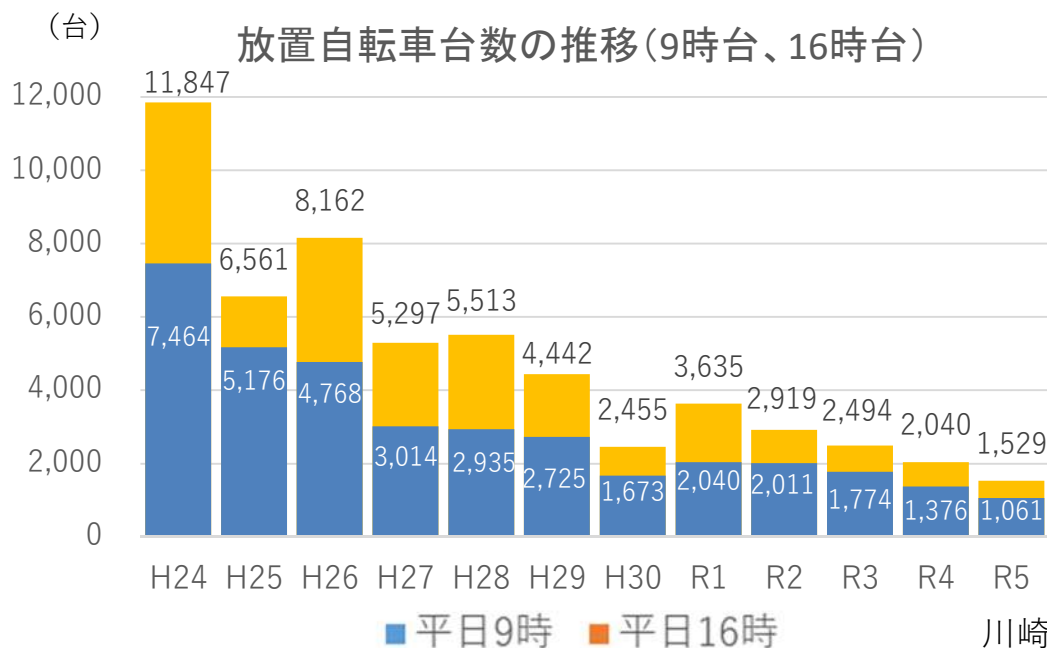
(2) 放置自転車対策について

⑩放置禁止区域における夕方以降の状況

- ◆ 16時台の放置自転車は、年々減少傾向にあるものの、短時間での放置が見受けられ、9時台と比較すると放置自転車等はいまだ多い状況にある。
- ◆ 特に駅周辺に商店街を抱える地域においては、撤去活動を行っていない時間帯（18時以降）の放置自転車が、平日、休日ともに多い。
- ◆ 令和5年度放置自転車クリーンキャンペーンの一環で、夜間時間帯（18時～20時）の撤去活動を実施し、53台に警告札を取り付け、44台撤去した。



平日20時台の川崎駅東口周辺



川崎駅東口周辺における時間帯別放置台数
（令和5年度）

時間帯		自転車	原付	自動二輪
平日	9時	37	0	0
	12時	64	0	4
	16時	76	2	2
	20時	270	5	8
休日	9時	49	0	3
	12時	100	0	3
	16時	97	1	3
	19時	218	11	4

川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査より作成

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について ⑪放置禁止区域以外の状況

- ◆ 市内全域で撤去した自転車等のうち、放置禁止区域以外の割合は11.9%である。
- ◆ そのうち、62.1%が川崎区内の放置禁止区域以外で撤去されている。

放置自転車等の撤去台数

撤去台数	自転車	原付	自動二輪	計	構成比
放置禁止区域内	16,173	89	1	16,263	81.7%
放置禁止区域以外	2,279	74	23	2,376	11.9%
長期駐輪	1,234	23	14	1,271	6.4%
合 計	19,686	186	38	19,910	100%

放置禁止区域以外における区別撤去台数（令和5年度）

	自転車	原付	自動二輪	計	構成比
川崎区	1,425	35	16	1,476	62.1%
幸区	220	15	2	237	10.0%
中原区	222	2	1	225	9.5%
高津区	191	8	0	199	8.4%
宮前区	106	6	3	115	4.8%
多摩区	76	8	1	85	3.6%
麻生区	39	0	0	39	1.6%
合 計	2,279	74	23	2,376	100.0%

※数値はすべて令和5年度実績



02 駐輪対策の現状

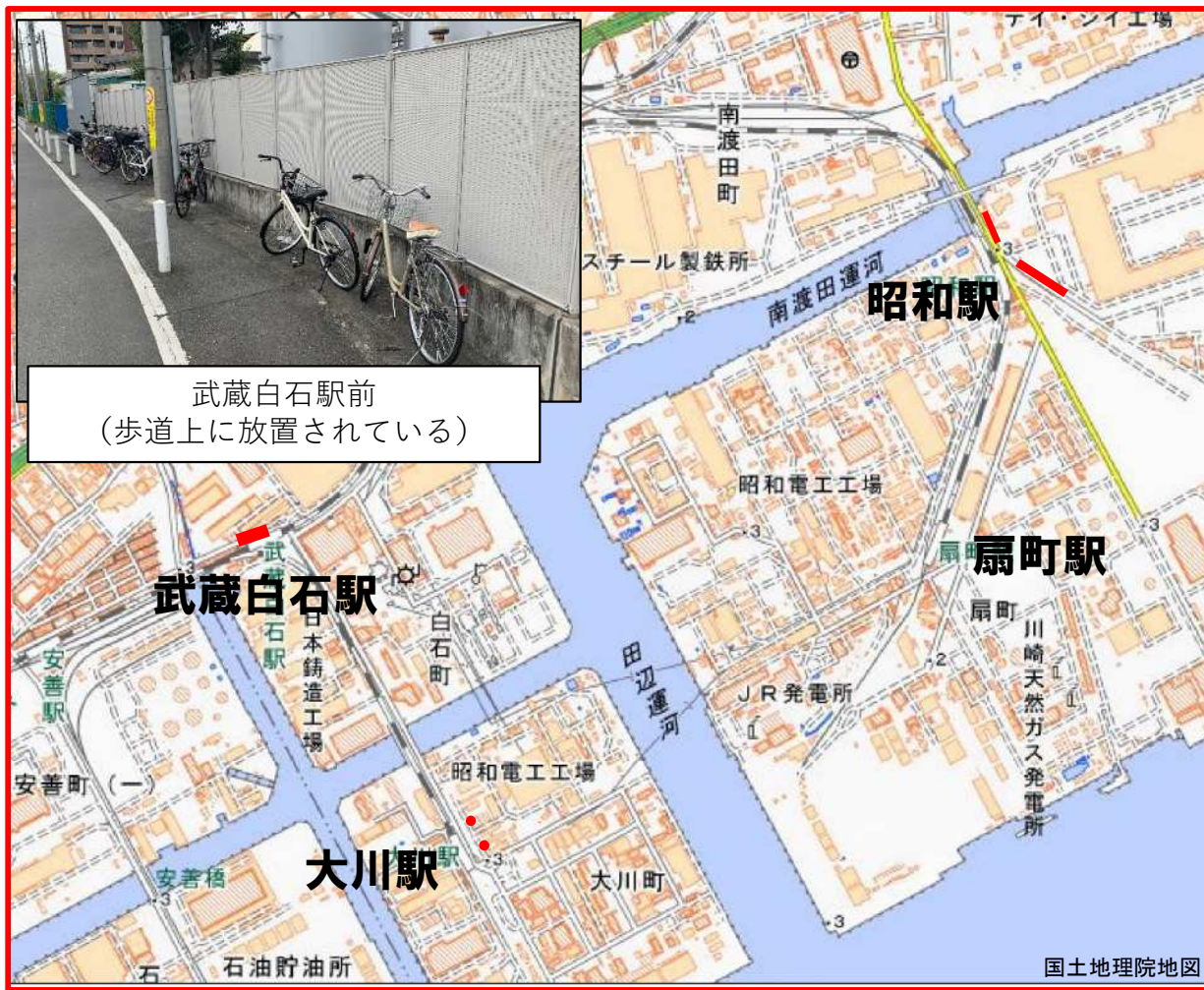
(2) 放置自転車対策について ⑪放置禁止区域以外の状況

- ◆ 市内55の鉄道駅のうち、武蔵白石駅、昭和駅、扇町駅、大川駅の4駅周辺については、周辺が工場などであることから放置禁止区域に指定されていないが、放置自転車が見受けられる。
- ◆ 放置自転車の一部は、駅前の歩道上に放置され、歩行者等の通行の妨げとなっている。



未指定駅周辺における放置自転車台数

調査駅	調査時間	R3	R4	R5
武蔵白石駅	平日9時	11台	27台	15台
	平日16時	15台	26台	23台
昭和駅	平日9時	91台	88台	105台
	平日16時	87台	89台	112台
扇町駅	平日9時	4台	6台	2台
	平日16時	4台	6台	1台
大川駅	平日9時	13台	13台	13台
	平日16時	14台	12台	13台

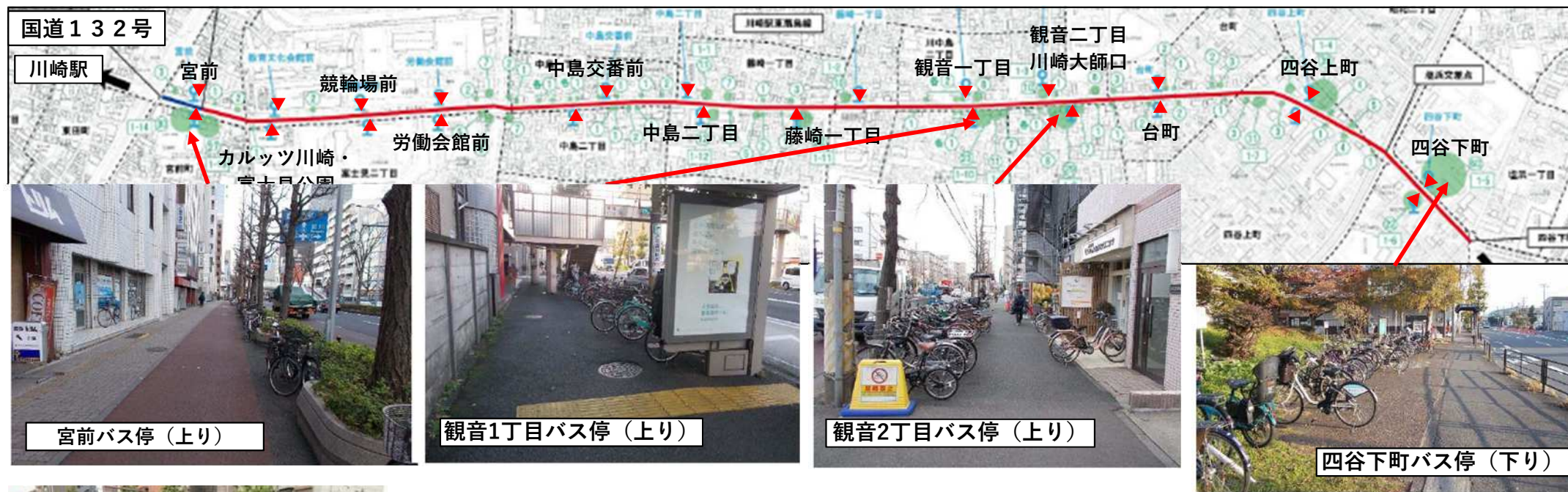


02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑪放置禁止区域以外の状況

- ◆ 放置禁止区域以外に放置されている自転車等については、川崎市自転車等の放置防止に関する条例第11条などの規定により、3日の指導警告期間を経たのち、撤去することとしている。
- ◆ 放置自転車の多くがバス停付近に集中しており、朝置いて夜帰るため、撤去には至らず、日中の歩行者の安全な通行の妨げになっている。



令和5年度放置自転車クリーンキャンペーンの一環で、国道132号の労働会館前から四谷下町までの区間について、指導警告を実施した。

キャンペーン期間中の1日で、指導警告した台数は453台、このうち3日間放置され撤去した自転車等は37台（約1割）であった。

このことから、**約9割は、通勤・通学などで自転車を利用し、バス停付近に放置**しているものと考えられる。

02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

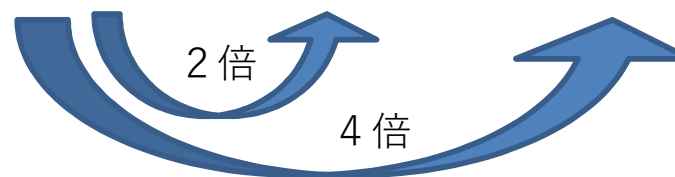
⑫撤去、保管に要する費用の負担状況

撤去、保管等に要する費用（返還手数料）の法令上の位置付け（自転車法、放置防止条例）

- ◆ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）第6条第5項の「第1項の**条例で定める**ところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、**当該自転車等の利用者の負担とすることができる**。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。」
- ◆ 条例第13条第1項 前条に規定する撤去自転車等を引き取ろうとする利用者等は、当該撤去自転車等の撤去、保管等に要した費用を納付しなければならない。

本市における返還手数料の変遷

	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
S62.10.1(条例施行時)～	500円	1,000円	2,000円
H4.4.1～	1,500円	3,000円	6,000円
H15.4.1～	2,500円	5,000円	10,000円



※返還手数料の設定にあたっては、占有面積を考慮し、自転車を基準に、原動機付き自転車はその2倍、自動二輪車はその4倍に設定している。

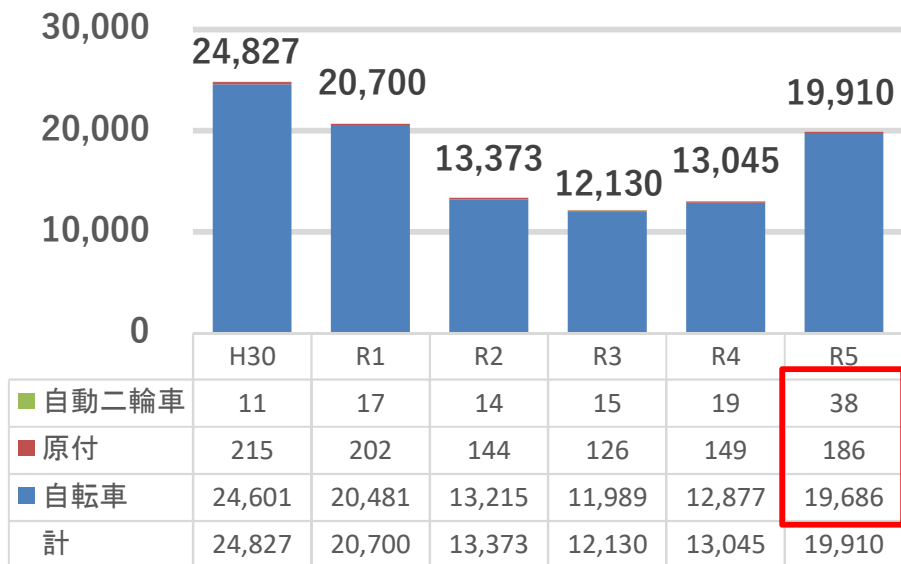
02 駐輪対策の現状

(2) 放置自転車対策について

⑫撤去、保管等に要する費用の負担状況

撤去自転車1台あたりの撤去、保管等に要する費用

- ◆ 令和5年度の撤去自転車1台あたりの実際の撤去、保管等に要した費用は、約19,000円であり、条例などで定める撤去、保管等に要する費用2,500円と大きな乖離がある。



$$\begin{aligned}
 \text{自転車1台当たりの実際にかかる撤去、保管にかかる費用} &= \text{年間事業費} \div \text{年間撤去台数} \times \\
 (\text{令和5年度}) &= 3.86 \text{億円} \div 20,210 \text{台} \\
 &= \text{約19,000円}
 \end{aligned}$$

※年間撤去台数については、原付、自動二輪車をすべて自転車と仮定し、返還手数料の設定方法と同様に、原付は2倍、自動二輪車は4倍した台数とする。 $19,686 + 186 \times 2 + 38 \times 4 = 20,210$ 台

03 課題と方向性

- (1)これまでの取組と現状を踏まえた課題の整理
- (2)課題解決に向けた今後の取組（案）

03 課題と方向性

(1) これまでの取組と現状を踏まえた課題の整理

これまでの取組を踏まえた課題

◆ 駐輪場の利用の促進

継続

各駐輪場の周辺環境や施設特性を踏まえ、利用料金に格差を設けて、各駅周辺地域内での利用の平準化と駐輪場利用を促すことで放置自転車等の抑止を図る。(施策2)

◆ 保管所の管理運営の効率化

継続

返還された自転車等の93.7%が30日までに手続きを終えているにもかかわらず、処分までに90日程度となっている。また、この10年間、返還率は50%~60%程度で推移しており、向上していない。(施策5)

◆ 駐輪場の適正な補修

継続

駐輪場の安定的な運営や利用者の安全ため、既存施設の適切な維持管理を実施することが必要である。(施策6)

◆ 民間事業者による駐輪場の整備促進

継続

民間自転車等駐車場整備費補助金制度を導入しているものの、平成26年度に5件、平成27年度に1件の計6件補助金を交付以降、活用されていない。(施策7)

◆ 鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進

継続

駐輪対策を推進するうえで、鉄道事業者や商業施設事業者の協力は不可欠であるため、引き続き、連携した取組が必要である。(施策8)

現状を踏まえた課題

◆ 保管所の適正な運用

新規

年々、撤去台数が減少傾向にあり、北部地区の保管所の収容率が低い。

◆ 放置禁止区域以外に放置されている自転車等の対応

新規

放置禁止区域以外の放置自転車等は、警告札を取り付けた後、取り外されることなく3日間経過しなければ撤去できず(条例第11条)、バス停付近などに通勤・通学で放置している自転車等に対応できていない。

◆ 夕方の放置自転車の対応

継続

夕方の時間他の撤去活動を行っているものの、まだまだ昼間に比べ多い。

◆ 夜間の放置自転車の対応

新規

撤去活動を行っていない18時以降の放置自転車は、昼間に比べ多い。

◆ 撤去、保管に要する費用の考え方の整理

新規

自転車1台あたりの撤去、保管に要する費用は、令和5年度約19,000円で、返還手数料は2,500円と大きな乖離がある。

課題解決に向けた今後の取組 (案)

◆総合的な駐輪対策のあり方

1 効率的、効果的な駐輪場と保管所の管理運営について

- ◆ 駐輪場利用の現状を踏まえた利用料金のあり方について
- ◆ 保管所の機能集約や再配置などについて
- ◆ 放置自転車等対策にかかるコストと返還手数料の取扱いについて

2 放置自転車等に係る新たな課題への対応について

- ◆ 鉄道駅周辺以外のバス路線などへの放置禁止区域の指定について
- ◆ 夕方のさらなる放置自転車対策について
- ◆ 夜間における放置自転車対策の取組について
- ◆ 民間自転車等駐車場整備費補助金制度の利用促進に向けた取組について